

名古屋市告示第606号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年12月16日

名古屋市長 広沢一郎

1 あん摩・マッサージ

施術所名	所在地	廃止年月日
施術者名		
よもぎ鍼灸整骨院		
宮田 康大	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和7年10月16日

2 はり・きゅう

施術所名	所在地	廃止年月日
施術者名		

よもぎ鍼灸整骨院	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年10月16日
宮田 康大		

3 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
よもぎ鍼灸整骨院		
宮田 康大	名古屋市緑区熊の前一丁目 801番地	令和 7年10月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課